

■ (公社) 千葉県建築士事務所協会 事務局だより

1. 建築士事務所登録手数料について

一級建築士事務所登録手数料	16,000 円
二級又は木造建築士事務所登録手数料	11,000 円

更新の申請は、登録満了日の2ヶ月前から受付をしております

2. 設計等の業務に関する報告書（建築士法第23条の6）の受付について

公益社団法人千葉県建築士事務所協会においても、業務報告の受付ができます。

業務報告の義務化については、平成19年6月20日の建築士法の改正により、建築士事務所の開設者は事業年度ごとに、業務の実績の概要等を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3ヶ月以内に知事に提出することが、義務付けとなっています。

報告すべき時期は事業年度の開始時期により異なります。法人事務所の場合は、定款等により定めている事業年度（決算月）により報告を行います。事業年度の時期を決定していない個人事務所の場合は、適宜に事業年度の時期を定め、それに従って毎年度ごとに報告を行います。

巻頭の須田副会長の挨拶にあるように、9月10月と千葉では、多くの風水災に見舞われました。多くの方々が被災され、停電などでも生活の不便を強いられました。今回はそれでも多くの建築団体が協力しあって十分とはいえませんが対応しています。足りないところを今後検証して、地域の助けとなることが求められるのではないのでしょうか。

そして、「もの技」で取材させていただいた古民家再生協会とも災害時の協力ができればと思います。千葉県建築士事務所協会も景観整備機構に指定されていて、景観まちづくり委員会の活動で、街づくりのほか地域の核となる歴史的建物を注視していきたいと考えていますが、東日本大震災の際も被災後、価値ある建物が修復できずに壊されてしまったケースも多くあると聞いていま

す。そういったオーナーの相談や再利用計画など立てられる体制と研究を行える会にできたらと景観まちづくり委員であり景観アドバイザーとして感じています。

委員会紹介で各委員長の方にお忙しいなか執筆していただきましたが、協会の運営の根幹となる部分ですので、会員の方には興味を持って積極的に参加していただければと思います。加えて、前記の歴史的建物保存計画研究や防災や被災後の仮設住宅など様々な研究会・勉強会・サークルのような形で、または行政への協力の在り方や公共建物に関してなどベテランと若手が一緒に考えるなど、常に学べる場所として市民のニーズに応えていける会となるように活性化していきたいと思ったところです。

■ 会員数

(支部名)	(会員数)	(エリア)
千葉支部	55	(千葉市)
東葛支部	45	(柏市・流山市・野田市・我孫子市)
松戸支部	32	(松戸市・鎌ヶ谷市)
船橋支部	38	(船橋市)
習志野支部	22	(習志野市)
八千代支部	12	(八千代市)
印旛支部	18	(佐倉市・四街道市・印西市・八街市・白井市 酒々井町・栄町)
成田支部	33	(成田市・多古町・芝山町・富里市・香取市・神崎町)
東総支部	13	(銚子市・旭市・匝瑳市・東庄町)
山武支部	13	(東金市・横芝光町・山武市・九十九里町・大網白里市)
長生夷隅支部	17	(茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町 長柄町・長南町・勝浦市・大多喜町・御宿町・いすみ市)
君津支部	24	(木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市・市原市)
安房支部	22	(鴨川市・館山市・鋸南町・南房総市)
市川浦安支部	27	(市川市・浦安市)
(全体)	371	
賛助会	83	

かすがい149号(2019年12月)

編集長/石黒 俊行

(広報委員会)

業務執行理事/須田 正美

委員長/田端 友康

副委員長/小野 真路

委員/石黒 俊行

委員/海宝 弘和

委員/橋本 修一

アドバイザー/青山 貴仁

発行所

公益社団法人 千葉県建築士事務所協会

〒260-0012

千葉県千葉市中央区本町2-1-16

千葉本町第一生命ビル2階

TEL 043-224-1640 / 043-205-4731

FAX 043-225-2066

<http://www.chiba-jk.or.jp>